

# 町の公共交通体系が変わります!!

11月より町営バスの廃止および  
交通弱者対策事業がスタートしま  
した。その概要を改めてご報告い  
たします。

## バス運行を町直営に

### スクールバス

町営バスのダイヤを廃止し、小中学校の児童生徒通学のために路線とダイヤを見直しました。平日は朝1便、夕方2~3便の運行を行い、その時間であれば、どなたでも無料にて乗車することができます。ただし、乗車定員に余裕はありますが、乗車人数が多い場合は小中学校の児童生徒が優先されます。

●問／教育課総務学事係 ☎72-5891

### デマンドタクシー

町民の方がどなたでもご利用できる乗合タクシーです。平日のみの運行で9~15時まで1時間おきに1日7便運行しております。(1時間前の予約が必要です) 町内の移動は一般の方は一律500円にて乗車いただけます。また、お得な回数券も販売しております。

●問／デマンド予約センター ☎71-1233

### 交通弱者対策事業（町内）【新】

免許を保持しない方、自家用車を保有しない方が対象です。スクールバス、デマンドタクシーが運行していない時間帯である午前6時30分~7時30分、土曜日の午後1時~5時の間にタクシーを利用した場合、基本料金にて乗車いただけます。(年間12回) なお、ご利用する際には事前に登録申請が必要です。

●問／産業課商工振興係 ☎72-4522

### 高校生通学乗合タクシー

酒田の高等学校に通学する高校生が対象となります。対象路線地域は菅里体育館前から稻川、西遊佐地区を経由して酒田市内の高等学校の付近まで運行いたします。登校の朝1便と下校の夕方2便を運行しております。なお、ご利用の際には事前に登録申請が必要です。

●問／産業課商工振興係 ☎72-4522

### 交通弱者対策事業（町外）

免許を保持しない方、自家用車を保有しない方が対象です。遊佐と酒田をタクシーにて移動する場合に一律1,000円を補助いたします。(年間12回) なお、ご利用する際には事前に登録申請が必要です。

●問／産業課商工振興係 ☎72-4522

## 新しい遊佐町の交通体系

### 町内の交通手段

#### ・スクールバス (H25.11より一部変更)

対象者：全町民（無料で乗車できます）



#### ・デマンドタクシー

対象者：全町民



#### ・交通弱者対策事業（町内）

対象者：①免許を保持しない方

②自家用車を保有しない方  
(利用補助・登録制)

### 町外への交通手段

#### ・高校生通学乗合タクシー (H25.4より実施)

対象者：高校生（有料・登録制）



#### ・交通弱者対策事業（町外）(H25.8より実施)

対象者：①免許を保持しない方

②自家用車を保有しない方  
(利用補助・登録制)



### 便利な公共交通をめざして

町では今後このような公共交通体系を基本に運営していく予定です。これまで、町民の皆様方からは運行時刻や本数などに関する多くのご意見をいただき、その都度時刻変更などの調整に努めてまいりましたが、更に地域の要望に耳を傾け、より一層、便利な公共交通をを目指してまいります。

### タクシーの利用助成も

3月に遊佐→酒田バス路線が廃止されたことの弊害を解消するため、新規事業として、4月より高校生乗合タクシー、8月より遊佐→酒田間のタクシー利用への補助を行う交通弱者対策事業を開始しています。

これを受け、町では近年の利用者数の減少も考慮し、より多くの方が利用しやすい公共交通体系へと移行するため、関係機関・利用者等と協議を重ね、事業の見直しを行いました。大きな変更点の一つとして、町内を運行するバスは、小中学校の上下校に対応するスクールバスの登下校に対するスクールバスの

### スクールバスへ一本化

時々の状況等に対応するため数年おきに見直しを行つており、町民と児童生徒が混乗する町営バスと町内全域の利用をカバーするデマンドタクシーの運行体制に移行してからは、約5年が経過しています。今年3月末には、民間事業者が運行する遊佐→酒田バス路線の廃止、更に7月からはバス運行体系の町直営への変更と続き、大きな転換期を迎えました。

町の交通体系については、その時々の状況等に対応するため数年おきに見直しを行つており、町民と児童生徒が混乗する町営バスと町内全域の利用をカバーするデマンドタクシーの運行体制に移行してからは、約5年が経過しています。今年3月末には、民間事業者が運行する遊佐→酒田バス路線の廃止、更に7月からはバス運行体系の町直営への変更と続き、大きな転換期を迎えました。